

令和3年度第3回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和3年11月25日（木）

○会長 定刻になりましたので、ただいまより、多摩市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の出席者状況ですけれども、全委員おそろいということでございます。したがって、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条6項の開催要件を満たしていることを、報告させていただきます。

委員の交代がございまして、事業者代表のA委員が、B委員にお代わりになったということで、B委員から、簡単に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○B委員 私、多摩興運株式会社のBと申します。今回より参加させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。このように非常に重要な会議に参加できますことを、心から大変喜んでおります。ぜひ、皆さんの意見をしっかりと聞いて会社に持って帰りますので、よろしくお願いいたします。

○会長 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきます。

まず、本日、使用する資料につきまして、事務局のほうから願いたします。

○ごみ対策課長 では、初めに本日使用する資料の確認をお願いいたします。資料がない方は、挙手をお願いいたします。職員が、お渡しに伺います。

～配布資料確認～

○会長 ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めたいと思います。

まず次第2、議事1、ごみ減量・資源化の状況の推移について。事務局のほうから、御説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進担当主査 それでは議事1、ごみ減量・資源化の状況の推移につきまして、御説明申し上げます。では、お手元の資料2を御覧ください。

こちらの資料は、一番左側に平成23年度を基準年とし、平成28年から令和2年までの、ごみ資源化量の5か年の推移の表となっております。

一番右側には、令和4年度の目標値を示しております。この目標値は、平成25年度より、可燃・不燃・粗大・有害性ごみなどのごみ量を、毎年1%ずつ減らし、基準とした平成23年度のごみ量に対し、令和4年度の目標値で10%削減することを目指しております。同様に、資源化率も目標値40%以上としております。

この表を見ますと、平成23年度の基準年に対し、平成28年度から令和2年度の各年度の数値では、総ごみ量の数字ではあまり変化がありませんが、令和元年から令和2年度まででは、家庭系の可燃ごみ・粗大ごみの排出量が増加傾向となっております。事業系のごみに関しては、この間の年度は、可燃ごみが減少傾向となっております。これは、新型コロナウイルスなどによる影響と思われ、事業系のごみ量の減少は事業縮小などが考えられ、社会情勢の動きが反映された結果となっていると思われま

す。資源化率につきましては、過去5年間、34%から35%を推移し、目標の40%には、まだ届いていない状況です。焼却残渣の埋立量はゼロで、目標は満たしております。

続きまして、資料3を御覧ください。

上段は、多摩地域における家庭系・事業系合計の、1日当たりの各ごみ量についての順位となっております。平成28年度から令和2年度まで、多摩市の可燃・粗大のごみでは、順位が下位となっておりますが、下段にあります参考の表のほうです。こちらは、東京都と全国平均となっておりますが、この中の比較としては、多摩地区の市町村は上位となり、ごみの減量としては、市・市民が一丸となって取り組んでいる状況がうかがい取れます。

しかしながら、多摩地区における多摩市の1日1人当たりの可燃・粗大のごみ量につきましては、排出量が多く、不燃ごみ・有害性ごみにつきましては、排出量が少ない結果となっております。このため引き続き、可燃ごみ・粗大ごみの減量に向けた啓発を行いながら、全体のごみ量の削減に取り組み、資源化を進めてまいりたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。それでは、皆さんのほうから、御意見や御質問がございましたら承りたいと思います。

令和2年につきましては、かなりコロナの影響が色濃く出ておりました、外出自粛ということで、家庭系のごみが大分増えている、資源物も含めまして増えていると。これに対して事業系が、がくんと減っているというような状況です。ほかの自治体でも、この傾向は顕著ということですね。

○C委員 この過年度の推移を見ると、平成29年度で、令和4年度の目標を達成しているように見えるんですけども、実際に、1人当たりのごみの削減量ということでは達成し

たんですけれども、この平成30年3月のときの見直しという形では、目標自体を、言ってみれば5か年目標、10か年目標を立てて、それよりも早く達成した場合には、当然そこで目標をリバイスすると思うんですけれども、それは、この平成30年3月の中では、修正の、言ってみれば、目標をさらに上方修正みたいな動きというのは、あったのでしょうか。

○会長 その都度、年度、年度で見直すということですね。いかがでしょうか、

○ごみ対策課長 多摩市では、この一般廃棄物処理の基本計画につきましては、10年間の計画を、中間の5年目のところで見直しをするということになっております。それが、平成30年度に当たったのですが、この時点では、それ以前の傾向を踏まえた上での見直しということでしたので、基本的に10年で10%という目標は、変更しなかったというのが結論でございます。

○C委員 これは、計画にも書いてあるんですけれども、当初の平成34年度に一律10%削減という目標を掲げられていて、実際には、事業系ごみに関していうと、持込み分ですね。これはもう平成28年度で達成して、平成29年度はさらに減っている状況で、いわゆる家庭系のごみが、まだこの段階ですと、平成28年度では半分ぐらいということで、ほぼほぼ目標どおりの推移なので、今の御説明では、家庭系のごみに関しては、当初の年1%ずつの削減というふうな目標でいけば、大体当初の目標設定が妥当な考えだと思うんですけれども、事業系に関していえば、1人当たりという見方自体が、そもそも家庭系のごみと同じように見るのが適切なのかという根本的な指標、見方の問題があって、事業系に関しては少なくとも、平成28年度の実績が出た段階でも、あるいは、この平成29年度に見直しをかけた段階でも、修正目標というのは考えられたんじゃないかなと思えるんですけれども。要は、かなり令和2年度の実績を見ても傾向がはっきりしていて、家庭系のごみに関しては、目標がこのまま行けば未達になりそうなのかなと。事業系のごみに関しては、もう平成28年、平成29年で達成しているペースが、ずっとそのまま、さっきコロナの影響ということをおっしゃったんですけれども、大分傾向が逆、全く違う傾向が出ている。そこら辺は、どう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○ごみ対策課長 御指摘のとおり、ごみの量を基準にした場合、どの範囲を目標とするのかということは、課題だと思います。特にここまでの傾向でいきますと、家庭系の減少が少なく、それを事業系のごみ量の減少が補っていたというところは、これは偽らざる事実だと思います。その原因については細かく分析はしておりませんが、やはり失われた20年とか30年とかって言われておりますが、依然、景気が低迷な状態にあると。経済活動が低迷し

ているという事情が、一つはあるのかなと思っております。

参考までに、今、皆様に御検討いただいております、多摩市一般廃棄物処理基本計画、これには、上位計画がございまして、多摩市みどりと環境基本計画というものがあるのですが、それにつきましても管理指標がございまして、ごみの管理指標に関しましては、こちらは、家庭系のごみ量だけを管理指標にしております。ですので、どちらを取るのが正しいかというのは、正解はないと思っております。この後、皆様に次期計画の目標項目を御検討いただくわけですが、そこで、皆様、ぜひ御議論いただけたらと思います。

○C委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、資料3を見ると、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみの、ごみの種類別の排出量と、それから多摩30市町村での順位が書かれているんですけど、明確に特徴が出ていて、可燃ごみと粗大ごみは、どちらかという順位が下のほうなんですけれども、不燃ごみと有害ごみは、上位に来ているということで、これは、さっきの分類でいけば、家庭ごみの量が、多摩市の場合は7割で、事業系が3割という、圧倒的に家庭ごみのほうが多い要因から来ているのかなとも思っているんですけど、この辺の大きなごみの種類によって、これだけ多摩市町村の中でも、順位に二極化の傾向があるのは、要因としては、どういう要因と考えていらっしゃるんですか。

○計画担当主査 ちょっと考察させてください。すみません。後ほど、回答いたします。

○会長 不燃が、他自治体よりも排出原単位が小さいということについてですか。じゃあ、お願いします。

○D委員 今の件ですけど、この事業系のところは、この間に手数料の見直しがありましたよね。この時期を入れるとちょっと明確に分かるんじゃないかなということですね。あと、不燃が少ないというのは、多摩市特有で、非常にプラスチックをよく分別していただいているという件と、あと金属類を、小型家電・金属をかなり無料回収していますので、こういう傾向が結構出やすいと思います。この前はそんなにでもなかったですが、やっぱり金属・小型家電で、かなり不燃は、あとはプラスチックで減ってきた経緯があったと思います。

○会長 不燃ごみの組成を見ますと、一般ごみですけれどもね。プラスチックが、かなり部分を占めているというのがありますけれども、そのプラスチックが、かなりきちんと不燃に入らずに、資源化されているということもあるのかなという気はしていましたけれどもね。

○D委員 要はとにかく、金属・小型家電収集開始で、かなり重量が一気に減ったんです。

○会長 なるほど。金属・小型家電が資源物として区分されて、収集されるようになった。不燃から出ていったというようなことも、原因ということですね。

それとこれで見ると、多摩地域のごみの合計で18位と。令和元年よりは令和2年度は改善されているということではあるんですけども、最近、私、毎年自分なりに集計しているんですけども、多摩ごみ実態調査で、事業系の持込みごみと、家庭系の収集ごみ、これも順位づけもやっているんですよ。それで、収集ごみ、プラス収集資源、要するに収集量で見ますと、多摩市は8位だったんです。7位とか8位とかですね。割といいところなんですよ。

ということは裏返せば、事業系を中心とした持込みごみの排出原単位が、かなり量は減っていますけれども、依然、人口で割るとまだ大きいと。ということは、減量ポテンシャルは、かなり事業系ごみにあるということじゃなかと思うんですよ。確かに、手数料値上げが3年ほど前になりますかね、3年前にあって、これでごくと事業系ごみは減っているんですけど、まだまだ余地があると。そして、その事業系ごみ手数料は、幾らから幾らになったんだという、25円程度だったのが、35円ぐらいになっているんですね。35円というのは、どういう水準なんだという、これまでのところ、ちょうど中心的な手数料水準だったんですよ。

ところが、1キログラム当たりでいきますと、本当は10キログラム単位なんでしょうけれども、1キログラム当たりでいきますと、24円、25円という超安値の小平、東大和、武蔵村山ですけども、ここの手数料水準が、これから変わろうとしています。7月に武蔵村山が値上げをしました。38円ぐらいに値上げをしました。そして、小平と東大和もそれぞれ、これから条例を通して、今、コロナ禍で大変ということで、来年になるのかもしれませんが、値上げはもう間違いない方向になっています。

そうしますと、アベレージが今まで35円ぐらいだったのが、もうちょっと上がると思うんですよ。ということは、その手数料水準自体も、改定の余地が出てくるんじゃないかと思えますよね。一桁の何円というぐらいだろうと思うんですけど、例えば5円、1キログラム当たり5円値上げするというような形で、ちょうどアベレージが若干それを上回るぐらいの、上回るぐらいでいいと思うんですよ。というような形で、手数料面でも、改定の見直しの余地が出てくるというようなこと。それから、事務局の中では、事業系対策、個々の事業所を回って、分別とか現状について指導されるというようなことを、さらに充実・強化していただいて、事業系ごみの減量につなげていくというような取組を期待したいと思います。

○計画担当主査 先ほどの有害ごみについてでございますが、実はこれは単位の問題で、1グラム、0.1グラムとかの差なんです。ですので、順位はそれほど、どの自治体も大体1グラム、マックスでも2グラムぐらいなので、順位はその時々によって変動してしまうのですが、0.1グラム、0.2グラムの差で、このような順位になっております。

○C委員 要は、あまり自治体によって差はないという。

○計画担当主査 はい。幅はないです。ただ、ここで逆な見方をしますと、有害ごみが多いほうが、しっかり分別されているという、選別されているという、排出において、そういう見方もございます。実際、スプレーですとか、ライターですとかも、ちゃんと有害ごみとして出しているだけで、本来は、環境においては一番いいことですので、これの多い少ない、また順位については、それほど差がないということでございます。

○C委員 なるほど。今、先生に教えていただいて、ちょっと意外に思ったんですけど、1人当たりの令和2年度の合計の572.7というのが18位で、家庭用と事業系を分けると、実は家庭用は8位だという、先生の資料ですと、おっしゃって。そこがちょっと自分は意外に思って、ウエートの的には、多摩市のごみの総量でいけば、現在は78%が家庭ごみで、22%ぐらいが事業系ごみという割合に、事業系の割合のごみが減ってきているんですけども、総量で見た場合、家庭用と事業系を分けた場合には、むしろ他の自治体との比較でいけば、家庭用に関していえば、高い順位にあるんですね。

○会長 そうですね。家庭系だけを取り上げれば、トップテン内に入っているということになりますよね。どうして事業系がね、多いのかということなんです。今おっしゃった事業系の比率、22%というのは、やや多いかなという気はしますがね。

○C委員 その構成比は、他の団体と比べると多いと、総量の比較でいくと。

○会長 ええ。ただ、人口1人当たりで見て、引き続き、まだ高い水準にあるということですよ。この前、ちょっと他市で講演したことがありまして、事業系のごみについて。小平市でやったんですけどもね、そのときに小平市の事業系比率を見ましたら、9.何%で、10%ぐらいなんです。だから、そういう地域と比べれば、多摩地域の中でも、割と事業系の比率は、ややちょっと高めかなという気がしますがね。全国的に見ましたら、どのぐらいなんでしょうね。アバウト2割弱ぐらいかなと思いますけどもね、事業系。2割程度。家庭系が8割程度ですよ。

○C委員 これはそういう意味では、事業系のごみの削減のアプローチと、家庭系のごみの削減のアプローチって、異質だと思うんですよ。家庭系の場合は、あくまで1人当たりと

いう指標でもって、どう減らしていくかで手を打てると思うんですけど、事業系の場合は、1人当たりというのは、ちょっとあんまりびんとこなくて。資料2のこの数字の出し方と、資料3の数字の出し方が、資料3は、あくまでグロスでの順位比較だったので、実はさっき先生から説明いただいた、家庭ごみと事業系ごみを分けた比較を見たいなど。それをちょっと今日は尋ねようと思っていたら、さっき説明いただいたので、よく分かったんですけど、非常にちょっと違うんじゃないか気がします。

○会長 いや、それはおっしゃるとおりなんですよ。事業系ごみの排出原単位というのは、市民1人当たり、1人1日当たりということなので、おっしゃるとおり、フィット感がないですよ、はっきり言って。じゃあほかにどういう指標があるのかということ、事業所の規模って、ものすごく零細な事業所から大きな事業者までありまして、バロメーターが、なかなか見出しにくいということで、仮のバロメーターとして、市民1人当たりというのが用いられているという。

おっしゃるとおりに、これはもう家庭系のようにフィットするものとは、なかなか言いがたいですけども、ほかに適当な指標というのは、なかなかないのが実情なんですよ。だからそれプラス、ちょっとバイアスをならすという意味では、事業所の規模、これなんかもちょっと加味できると、もっといい指標になるのかなとは思いますが、事業所規模の分布ですよ。

○D委員 ちょっとほかの都心部の審議会に出ています、都心ですから、かなりもうオフィスで中央とか千代田、事業所の従事者数を取っているんですけど、ただ、よその自治体との比較ができませんので、ただ、その区単体では、毎年従事者数は、当然、企業の人口が増えれば、その分は多くなるだろうということで、区内では、そういうデータの取り方をしています。

あと、多摩地域の中でも、ちょうど多摩市というのは、法人市民税関係、法人税周りが、たしかトップですよ。1位か2位ですよ。なもので、大きな事業所、一部上場会社さんのような、多摩センターにかなり本社が集約されていますので、そういう大きい事業者さんという特異性も、ほかの多摩地域とは全く違う様子があると思います。

○会長 都区部と、今ちょっと比較をされたようなんですけど、都区部と多摩地域では、事業系・家庭ごみの定義が違ってきますよね。

○D委員 そうなんです。もう全く違う。

○会長 都区部は、ステーション収集を家庭用にしていますけれども、そこに事業系のご

みも、一定のごみ量以下、一定の量以下の事業系は、有料のシール、指定券を購入して、貼付して排出できるようになっているんですよ。ところがこれの区分は、50キログラムとしているところが多いですね。多摩地域も小規模な事業所に、有料の指定袋を作っているところが多いんですね。これはもうごく少量で、1日10キログラム以下とか、15キログラム以下とか、ごく零細な事業者だけ、指定袋で面倒見ているという感じで。そして集めたごみは、家庭系に入っちゃいますね。家庭系を収集するパッカー車が、一緒にそれも拾っていくというような形です。50キログラム以下となると、かなり多くて。

ある程度の事業所は、もう含まれちゃうんですよ。そんなことで、全く同じカテゴリではないですね。

○D委員 多摩も、日量10キログラムで、事業系用の高い袋がありまして。私ども中小事業者は、それで家庭用と一緒に捨てています。

○E委員 資料2の令和2年度の粗大ごみが、何かかなり前年度から比べて増えているんですけど、これは何か事情があったような気がするんですけど。

○会長 これは、どこの自治体でもこの現象が出ているんですよ。外出自粛で、家にいることが多くなったので、身の回りの片づけとかに目が向いて、この際、ちょっと粗大ごみを出そうかという。

○E委員 整理が進んだということなんですね。

○会長 それから、テークアウトを頼むことが多くなって、ウーバーに頼むのか、自分でテークアウトで買うのか分かりませんが、いずれにせよ、プラスチック容器とか、こういうようなものが、どこの自治体も増えていますよね。

○計画担当主査 粗大ごみのことにつきましては、いろいろ先生がおっしゃったとおり、1つがコロナの影響で在宅ということと、もう一つは、知事から断捨離をしましょうということが、アナウンスがあったと思うのですが、そのことで、かなり出ました。

もう一つ、多摩市の特性としましては、大きな集合住宅の建て替えがございました。建て替えに伴って、家具を新調したりですとか。そうすると、古い家具が、そのまま粗大ごみで出たということがございました。

○E委員 例えば、建て替えによって出た粗大ごみなんかは、再利用できるものは、何か再利用というような形を取られているんですか。

○計画担当主査 基本的に粗大ごみで出されたものについて収集した場合、再利用ができるものについては、そのような形で流しておりますが、それでも多摩市のごみ量になって

しまいます。

○会長 その辺り、この事業実績、こちらに詳しいと思います。

ほかに御意見はございますか。副会長、何かお気づきのところはありませんか。

○副会長 やっぱり、この1人当たりのというところで、よく出ていると思うのですが、さっき先生がおっしゃったことで、持込みごみもやっぱり可燃が、多摩地域の中では多摩市は割とまだまだ多いほうですね。だけど、収集ごみの可燃だけを比較しても、これは上位のほうではなくて、資源とかが少ないものですから、トータルすると小計では少し上のほうには上がっても、収集ごみの可燃だけ見ると、18位とかね、お尻のほうです。26市で見ると、もっとシビアになってくると思うんですけど。ですから、可燃については、事業系も収集ごみ、家庭系ごみも両方とも、あまりよくないという結果だと思います。

○C委員 多分、今、副会長は、この資料3の詳細のデータを御覧になっておっしゃっていると思うんですけど、この資料3の詳細のデータというのは、提供していただけるんですかね。

○副会長 このページだけコピーして、配られたら。ここだけ見るとこれが、一応、中身が。

○C委員 そうですね。次の計画のときに、やっぱり今までの基本計画で達成できたことと、できなかったことと、アプローチの仕方が違えば、当然それに分けて作戦を立てる必要があると思うので、ぜひ、そのデータを共有して議論できたらと思います。

○会長 そうですか。今日、初めて御出席のB委員、何か感じられたことがございましたら、お願いいたします。

○B委員 やはりこういった取組が非常に重要で、ごみを減らしていくというところの中で、いろいろとこうやってデータ化して分かりやすく、今日はこうやってお示しいただきまして、私もいろいろ集める側ですので、集めているごみの多い少ないというのは、その時々を感じるころは正直ございます。特にこのコロナ禍において収集をしておりますと、非常に多く出ていた時期もございました。

ただ、今現状、安定してまいりまして、ごみの量というものについては、非常に敏感に我々業者として、集める業者ですので、感じているところがありまして、本当に多摩市で収集する分につきましては、皆様の御協力、本当に適正な形で出していただいておりますので、我々も従業員の中で、今のところ1人もコロナ患者は出ておりませんし、そういった皆様の御協力に感謝したいというところと、あと、出されたごみは必ず持っていくというが、我々

会社の使命ですのでしっかりと集めてまいります、こういった面においても減量化というのは、今後もぜひ推進していただきたいと思っております。

○会長　ありがとうございます。収集があると、これを処理ということに当然なりますけれども。

○F委員　私は、今、C委員のいろいろ御発言を聞いて、大変感服して聞いておりました。資料自体も、よくまとまった資料ではあるんですけども、こちらのほうをよく読み込んでおられて、また、次期計画の策定の手法にまで言及されていて、大変貴重な意見を述べられたなという感想を持っております。特に事業系の話は、私もちょっと改めて興味深く聞いたんですけども、確かに事業の人たちに、市民1人当たりというふうに言っても、何か響かないような気がしますね。むしろ、D委員がおっしゃるように、従業員1人当たりが、これだけごみを出しているんだよというような言い方をすると、かなり事業所の方も、我がことのように受け止めてくれるのかもしれないな、なんて思いながら皆さんの議論を伺っておりました。

○会長　ありがとうございます。そうですね、難しいですよ、この指標というのは。従業員1人当たり、割と実態を反映しやすいのかもしれませんが、実際に事業所から出るごみと従業員の数との関連性ということも、業種によって、随分違ってくると思いますしね。

○計画担当主査　御意見、本当にありがとうございます。市民1人当たりというのは、あくまでも割り算の問題でして、他自治体と比べることにおいての、人口の多いほうが、ごみは当然多いので、人口で割るという形で使っている1つの指標です。今、我々が事業系ごみのほうで、しっかり見ているのは、資源化率です。実際にその事業所が出たごみに対して、どれだけごみとしないで、資源化に回しているか。大体、事業所では、70%ぐらいの資源化率を達成しております。ですので、70%に届いていないような事業所については、資源化のやり方を知らない場合もございますので、訪問調査時にその方法を提案したりします。また、7割を超えている、本当に8割、9割近い事業所もございます。そのような事業所につきましても、そのやり方をしっかり我々が教わった形で、他の事業所に伝えるという形を取っております。

実際に多摩市の清掃工場で事業系ごみが燃やされるのは、可燃ごみが主です。ですので、その可燃ごみの中に、紙類のような資源化できるものが含まれていた場合とかがございますので、そういうのも一つ一つ見せて、資源化率の向上を図る。それで、前年度よりも資源

化率が上がったということは、ごみとしてのごみ量が減ったという見方を、しております。

○会長　ありがとうございます。皆さんから頂戴した御意見も参考にさせていただいて、事業系ごみの減量化策を練っていただくということで、お願いいたします。

それでは続きまして、基本計画目標の項目について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○ごみ対策課長　資料4を御覧ください。次期多摩市一般廃棄物処理基本計画「ごみ減量目標」について、事務局案でございます。

この資料の下半分のところに、参考として、現在の計画のごみ減量目標を添付させていただいております。現計画の目標は、10年間で、まず排出量、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみの合計を10%削減する。それから2点目として、資源化率40%以上を目指す。3点目として、焼却残渣を資源化し、埋立量をゼロに近づける。以上の3つの目標でございます。

本日は、この現計画で掲げられているような数値目標につきましては、次回、御検討いただくことといたしまして、まずは、項目を何にするかということをお協議、御決定いただきたいと思っております。御協議に当たりまして、事務局案として示させていただきましたのが、上の3つでございます。排出量、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみの削減。2点目として、資源化率。3点目として、焼却残渣を資源化し、埋立て処分量ゼロを維持する。これはすなわち、現計画と同じ項目としております。

その理由でございますが、まず、1、排出量と、2、資源化率、こちらにつきましては、他市との比較が可能だということがございます。本日、先ほどC委員からもお話、御提案がございましたけれども、排出量の中の家系系のみ限定するという選択肢もあるとは思いますが。その場合でも、他市との比較は可能だと思いますが、これら2つ以外の項目については、それを設定した場合、なかなか他市との比較ということは困難になってくるかなというふうに考えております。

それから3点目、焼却残渣を資源化し、埋立て処分量ゼロを維持するということに関しましては、先ほどの資料2で御覧いただいたとおり、平成28年度以来、実は埋立て処分量ゼロは、既に達成をしております。このことに関連して、この目標が果たして必要なのかという御質問も予想されますけれども、私どもは、事務局としては、これを入れさせていただきました。その心は、現在、焼却残渣を搬入しております最終処分場、日の出町の二ツ塚最終処分場、こちらを建設するまでに至りましては、非常な反対運動等がございました。大

変な苦勞を、先人が苦勞した上で建設したという経緯がございます。

また、当時の多摩地域の市町は、この最終処分場を少しでも長く使わなければいけないと考へまして、今後、各市とも、ごみ減量に力を入れなければいけないということで、相互に努力をしましてまいりました。全国的にも、多摩地域はごみの有料化、それからダストボックス廃止等は、先進的に取り組んできてまいりました。

そして、かつて多摩市長が、東京たま広域資源循環組合の管理者を務めていた時代がございました。その時代に唱えたスローガンが「三多摩は一つなり」というスローガンでございます。日の出町の皆さんの御理解により、この埋立てと、あと現在ではエコセメント施設の稼働が実現しているということ。こういった歴史は、やはりこれからも私たち多摩市としては、忘れてはいけないと考へますので、この項目を残させていただきたいと考へております。逆に言いますと、この項目を削るということは、ちょっと逆に誤ったサインを出してしまうのではないかとこのうに思ふところもでございます。御参考にしていただけたらと思ひます。

○会長　ありがとうございます。実を言うと反対したのは私にして、もう埋立てゼロでずっと来ているということは、もう目標として、これを設定することはどうかといううに考へまして申し上げたんですけれども、課長のただいまの説明は、もっともだなと思っている次第です。

○副会長　埋立てゼロということは、あのときから考へてみると、もう大きな目標の1つだったわけで、その次は脱焼却ということ、私たちは求めました。ですから、これはゼロ維持というのは当然のことですけれども、ちゃんと目標として挙げてほしいということですね。

○会長　なるほど。ということで、皆さんの御意見はいかがですか。

○G委員　エコセメントの工場というか、あそこの耐用年数というか、あそこはいつ頃、ずっとこの期間中は問題ないのでしょうか。

○ごみ対策課長　現在のエコセメント施設につきましては、今、延命化して運転している状態にして、しかしそれも、間もなく限界が来るということで、現在、次期の施設について検討しているところです。次期の施設と言ひましても、現在の広域資源循環組合の中の検討の中身としましては、今の施設を更新する。傷んだ部分を交換して新しくするといううな、そんな工事を実施する予定です。

○G委員　ありがとうございます。ということも含めて、やっぱりこの「維持」という目

標は入れたほうがいいんじゃないかなと思っているところです。

○会長 なるほど。ほかの委員の方々も、そういう御意向でしょうかね。はい、分かりました。じゃあ、事務局が御提案された目標項目については、審議会として承認ということにしたいと思います。それでは、その次の議題ですね。

多摩市プラスチック削減方針案、議事3です。

○ごみ対策課長 では本日、机上に資料を配付させていただきまして申し訳ございませんでしたが、多摩市プラスチック削減方針の素案を作成いたしましたので、委員の皆様の御意見を、本日、いただきたいと思っております。本日、時間の許す限り御意見を伺いたいと思っておりますが、お持ち帰りいただいた後も、お気づきの点がございましたら、来週末をめどに、ごみ対策課宛てにメール等でお寄せいただきたいと思っております。

では、資料に沿って内容の説明をさせていただきます。

まず、なぜ多摩市プラスチック削減方針を策定するのかということ、御説明させていただきます。本日、当日配付の末尾につけました、別紙4というものを御覧ください。タイトルは「多摩市気候非常事態宣言」です。これは、昨年6月に、多摩市と多摩市議会とが共同で宣言したものでございます。地球温暖化がもたらす地球規模の気候変動を非常事態と位置づけ、対策に全力で取り組むことを宣言したものでございます。

この多摩市気候非常事態宣言の3本の柱、一番下のほうに書かれております。この1つに、2番目ですね。使い捨てプラスチックの削減の推進ということを掲げております。これを受けまして、多摩市プラスチック削減方針を策定することとした次第でございます。特に、法律等に根拠があるものではございません。

では、次に別紙2、廃棄物としてのプラスチックをめぐる年表を御覧ください。上から2段目、平成27年12月に、COP21でパリ協定が採択されました。世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前よりもプラス1.5度までに制限するための努力を継続すること。このために今世紀後半に、世界全体のカーボンニュートラルを達成することを目指すこと等を定めました。

平成30年6月には、第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。この中で、プラスチック資源循環戦略を策定することが盛り込まれました。

そして令和元年5月には、そのプラスチック資源循環戦略が策定されました。「3R+リニューアブル」を基本原則とする重点戦略と、2035年までのマイルストーンを定めました。

令和元年7月には、レジ袋の有料義務化が始まったところは、皆さんも御記憶に新しいかと思えます。

令和元年12月には、東京都がプラスチック削減プログラムを策定いたしました。消費資源とCO₂排出原単位の削減並びに、カーボンの輪が閉じた物質循環の実現を基本的な考え方とするものでございます。裏面に移ります。

今年4月27日、中ほどです。内閣府の統合イノベーション戦略推進会議が、マテリアル革新力強化戦略を決定いたしました。これは、使用済みプラスチックの再利用を、現状の80%程度から100%に引き上げる目標を掲げる。火力発電向けを減らし、リサイクルや燃料化の比率を高める。バイオマスプラへの代替も急ぐ。企業に、リサイクルを前提とした製品設計を求める。メーカーや販売者が、廃プラを自主的に回収し、リサイクルする仕組みも検討するというものでございました。

そして今年6月には、プラスチック資源循環促進法、略称です。これが国会を通過、公布されました。この法律の目的は、メーカーによる設計製造段階から、廃棄に至るまでのプラスチック製品のライフサイクル全般において、包括的にプラスチック資源の循環を目指すことであり、個別の措置事項としましては、製造・販売事業者による自主回収の促進や、排出事業者の排出抑制、再資源化の促進等が明記されております。

では次に、最後に触れましたプラスチック資源循環促進法の位置づけを確認いたします。別紙3を御覧ください。

これは、我が国の廃棄物関係の法体系の概要です。タイトルは「循環型社会形成の推進のための法体系」となっております。

環境基本法の下に、循環型社会形成推進基本法があります。国は、この法律に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定いたします。循環型社会形成推進基本法の下には、廃棄物の適正処理に関する一般法である、廃棄物処理法と、3Rの推進に関する資源有効利用促進法があり、これら2つの法は、両輪のように機能しております。廃棄物処理法の下には、廃棄物の種類別に各種リサイクル法がございます。容器包装リサイクル法から始まります、6つが並んでございます。

そして一番下に網かけをしておりますのが、プラスチック資源循環促進法、今年6月に可決されたものでございます。こちらは廃棄物の種類ではなく、素材に着目して規制すること。また、廃棄段階だけではなく、プラスチック製品の設計の段階から規制することなど、既存の各種リサイクル法とは、異なるつくりになっております。

では、次にプラスチック資源循環促進法の内容を御説明いたします。別紙1を御覧ください。

これは、国が作成したもので、プラスチック資源循環促進法と、それを施行するための政令・省令・告示等の内容を説明するための資料でございます。

まず、1枚めくっていただいて2ページ。右下に2と書かれた上半分を御覧ください。基本方針の策定。国は、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を策定いたします。基本方針を策定、または変更した場合は、遅滞なく公表することとされております。この基本方針の内容、法定されているものは、こちらに書かれているとおりでございます。

それから、大分先に行きまして、10ページを御覧ください。プラスチック使用製品設計指針。国、主務大臣は、プラスチック使用製品の製造事業者等が、設計段階で配慮すべき指針を策定し、これを国が認定するという仕組みを設けます。そして、これで認定された製品は公表され、今後、グリーン購入法に基づき、国等が優先調達する見込みでございます。

次に16ページを御覧ください。特定プラスチック使用製品の使用の合理化。特定プラスチック使用製品とは、次の17ページの①の中にありますとおり、プラスチック製のフォーク・スプーン・ナイフ・マドラー・ストロー、いわゆるプラスチック製のカトラリー、それから、ヘアブラシ・くし・かみそり・シャワー用キャップ・歯ブラシ、いわゆるプラスチック製アメニティー、それから、ハンガー・衣類用のカバー、それらは、クリーニング店で配布されるものです。こういったものが指定される予定です。

そして、提供事業者とは、プラスチック製カトラリーにつきましては、レストラン、仕出し弁当屋さん、ファストフード店、コンビニ等、それから、プラスチック製のアメニティーに関しては、ホテル・旅館等の宿泊業、それから、ハンガーや衣類用のカバーは、クリーニング店などが想定されます。

16ページに戻りまして、国、主務大臣は、これら特定プラスチック使用製品について、提供事業者が取り組むべき事項の判断基準を策定します。判断の基準とは、また、17ページの、今度は③を御覧いただきたいと思います。

特定プラスチック使用製品の使用の合理化。その合理化の内訳として、1つには、提供方法の工夫。有償で提供する。それから、断った方にはポイント還元する。それから、「要りますか」と消費者の意思を確認する。それから、繰り返し使用できるようなものを提供して、繰り返し使用を促す。こういったことが、1つあります。

それから次のページ、18ページに行きまして、もう一つの使用の合理化としましては、提供する特定プラスチック使用製品の工夫として、薄肉化、軽量化、それから再生可能資源、再生プラスチック等を使うこと。それから、適切な寸法のもを提供すること。繰り返し使用が可能な製品を提供すること。これらが挙げられておりまして、提供事業者は、自らの判断でこちらを選ぶことになっております。実は、このようなつくり、使用の合理化の手段を提供事業者側に選択させるというのは、令和元年7月に始まりましたレジ袋の有料化、このときも、全く同じような仕組みでございました。有料化と一言で言いますが、実は、バイオマスプラスチックで作られたものは、無償で引き続き提供することも可とされております。それと同じようなこととございます。

次に19ページを御覧ください。市区町村による分別収集・再商品化。市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために、必要な措置を講ずる努力義務が課されます。従来、このような分別基準を策定し、分別排出を促進するという措置は、容器包装プラスチックについて求められていましたが、今後は、プラスチック使用製品廃棄物につきましても、努力義務として課されることとなります。

次に20ページを御覧ください。市区町村による分別収集・再商品化（プラスチック資源としての一括回収）。市町村が、プラスチック使用製品廃棄物を分別収集・再商品化する場合、容器包装リサイクル法ルートを活用して、一括して再商品化することが可能となります。

次に22ページを御覧ください。市区町村による分別収集・再商品化（中間処理工程の一体化・合理化）。国が認定した場合に、市町村による選別・梱包等を省略して、再商品化事業者が、この選別・梱包等の作業を実施することが可能となります。

25ページを御覧ください。製造事業者等による自主回収・再資源化。プラスチック使用製品のメーカーが、自主回収・再資源化の計画を立て、これを国が認めた場合、廃棄物処理業の許可なしで、回収・再資源化できる仕組みが新設されます。

30ページを御覧ください。排出事業者による再資源化等。排出事業者等も、再資源化事業計画を作成し、国から認定されれば、廃棄物処理業の許可なしで回収・再資源化が可能となります。

それでは最後に、多摩市プラスチック削減方針の素案の中身について、御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目については、先ほど、資料、年表等を御説明させていただきましたが、こ

れまでのプラスチック削減方針を策定するに至る過程、国や東京都の動きなどを載せております。削減方針の本体は、2ページ目からでございます。

2ページ目を御覧ください。素案1、基本原則。3R+リニューアブルの推進。こちらは、先ほどの年表の中でも触れさせていただきましたが、国のプラスチック資源循環戦略、こちらの中で出てくる用語でございます。こちらの用語を使用したのは、こちらのプラスチック削減方針は、単にごみ減量为目标とするものではなくて、国全体で、プラスチックを繰り返し使うという仕組みを前提として、その実現に寄与することを目的としているということを表すために、この3R+リニューアブルというものを掲げさせていただいております。

次の2、基本方針。こちらが、プラスチック削減方針の主要な部分でございます。ただ、この5つの項目、これだけだと、何のことか分かりにくいと思いますので、次の3の取組方針というところで、(1)から(5)までについて、細かく説明をしております。それについて御説明する前に、末尾の7ページにつけております、別紙という図を御覧ください。

こちらは、プラスチックを分類するとともに、それぞれの分類に対して、多摩市がどのように対処するかという方針を書かせていただいております。

まず、プラスチックは、大きく容器包装プラスチックと、プラスチック製品に分かれます。まず、一番上のグループ、容器包装プラスチックのうちのレジ袋、それからプラスチック製品のうちのフォーク、スプーン、ナイフ等、こちらにつきまして、特徴は、基本的に使い捨てであるということ。それから、回避可能であるということ。回避可能というのは耳慣れない言葉ですが、要するにレジ袋であれば、マイバッグを持ってお買物をすれば、受け取らずに済むということ。それから、プラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ等につきましても、家で、仕出しでしたら、家の箸を使えば受け取らなくて済む。それから、ホテルのしみそり等も、持参していけば受け取らずに済むということを示しております。これらにつきまして、多摩市の対処方針としては、基本的にリサイクルよりも、リデュース、リフューズ、純粹に減らすということ、方針にしたいと考えております。

それから、その下のペットボトルにつきましては、現在、高度なリサイクル、いわゆるボトルtoボトルのリサイクルが可能になってきております。しかし一方で、これもマイボトルを持参すれば、回避することも可能です。したがって、多摩市の対処方針としましては、減らしつつ、高度なリサイクルをするという対処方針にしたいと考えております。

一番下のグループ、その他の容器包装、その他のプラスチック製品廃棄物につきましては、

例えば、ペットボトルと異なりまして、高度なリサイクルが不可能です。プラスチック製の外袋をリサイクルして、また、袋を作るということは、なかなか現状では困難です。かといって、じゃあ、マイバッグ、マイボトルに相当するような代替手段があるかという、回避手段があるかというところもないということで、多摩市の対処方針としては、減らしつつ、リサイクルということ掲げさせていただいております。

これを踏まえまして、2ページ目に戻らせていただきます。3の取組方針。

(1) 使い捨てプラスチックを減らす。アの現状・課題を御覧ください。特定プラスチック使用製品、先ほどのプラスチック製カトラリーやアメニティーです。及びプラスチック製買物袋、これはレジ袋です。これらを、ここでは使い捨てプラスチックと呼びます。令和3年6月に公布された、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律は、プラスチック製品の設計・製造段階から廃棄に至るライフサイクル全体を対象として、様々な手法を用いて、プラスチックの資源循環を促しております。その手法として、プラスチック製ナイフ、フォーク等の特定プラスチック使用製品の使用の合理化が予定されています。国は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の方法として、提供事業者に対して、幾つかの選択肢を例示した上で、自主的取組を求める見込みでございます。

イ、特徴と多摩市の対処方針。これに対する多摩市の対処方針としましては、特定プラスチック使用製品及び、プラスチック製買物袋は、基本的に使い捨てであるとともに、多くの場合、回避可能であると。このため多摩市は、特定プラスチック使用製品は極力減らすものとし、リサイクルよりもリフューズを優先するものとして考えております。プラスチック資源循環促進法は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を、事業者の選択に委ねております。多摩市は、提供事業者の主体的取組を尊重しつつも、市民に対しては、特定プラスチック使用製品を受け取らないことを推奨するものとし、啓発していきたいと考えております。それから、容器包装であるレジ袋の使用の合理化のための取組につきましても、小売り事業者の選択に委ねられておりますが、これも多摩市は、小売事業者の主体的取組を尊重しつつも、市民に対しては、レジ袋を極力受け取らないことを推奨したいと考えております。

ウとエは、市民の取組、事業者の取組ですが、ちょっと省略をさせていただきます。結局、市の対処方針を、市民・事業者の側から見て、分かりやすく説明させていただいたものでございます。

次、(2) プラスチック製品を減らすとともにリサイクルする。

ア、現状・課題。多摩市は、平成20年度以来、プラスチック製品を、容器包装プラスチックと混合で収集し、エコプラザ多摩で選別し、独自にリサイクルをしてきました。国は、令和4年度以降、プラスチック資源循環促進法に基づき、指定法人ルートによるプラスチック製品のリサイクル制度を開始する予定です。しかし、リサイクルできるプラスチック製品の基準や、市町村が指定法人に対して支払う再商品化委託料の水準は、まだ示されておりません。また国は、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するために、プラスチック使用製品製造事業者が講ずべき措置に関する指針を策定し、指針に適合した設計を国が認定する仕組みを設ける予定です。また、プラスチック使用製品を製造し、もしくは販売し、または役務の提供に附随して提供するものが、使用済みプラスチック使用製品を自主回収、再資源化する計画を作成し、国が認定する仕組みを設ける予定です。

これに対する多摩市の対処方針ですが、イです。廃棄されて市が収集したプラスチック製品は、品質・素材等が一定でないため、高度なリサイクルは困難です。多摩市は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行を機に、プラスチック製品のリサイクル方法の見直しを行います。その結果、必要と認める場合は、プラスチック製品の分別基準、処理方法等を変更し、指定法人ルートによるプラスチック製品のリサイクルを開始いたします。プラスチック製品の適正な分別排出について啓発するとともに、リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を進めます。プラスチック資源循環促進法に基づく、製造事業者等による自主回収・再資源化は、プラスチック製品の高度なリサイクルと、ごみ減量を同時に実現する可能性があります。市の収集に入ってこなくなります。このため多摩市は、その普及を進めたいと考えております。

(3) ペットボトルを減らすとともに高度なリサイクルを進める。

ア、現状・課題。ペットボトルは、その優れた性質ゆえに、非常に普及をしております。多摩市は、平成11年度以来、ペットボトルを指定法人ルートによりリサイクルしてまいりました。このことは、ペットボトルの安定的なリサイクルに寄与してまいりましたが、反面、リサイクル事業者を、多摩市が指定できないという課題がございました。最近、家庭等から収集した使用済みペットボトルを、自治体から一括して買取り、ボトルt oボトルなど、高度なリサイクルをするメーカーが現れてきております。また、販売事業者が、自ら市民からペットボトルを回収し、リサイクルするという動きも見られます。

これを踏まえた多摩市の対処方針、イです。ペットボトルは回避可能だが、高度なリサイ

クルも可能です。多摩市は、ペットボトルを減らすとともに、より高度なリサイクルを進めたいと考えております。ボトルとボトルの動向を注視し、指定法人ルートと比較検討し、必要と認める場合は、多摩市におけるペットボトルのリサイクル方法を変更いたします。また、販売事業者による、ペットボトルリサイクルの動きを促進したいと考えております。飲料容器としてのペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用を推奨します。また、飲料製造事業者が、何度も詰め替えてリユースする瓶、いわゆる生き瓶の普及を促進いたします。

次、(4) その他の容器包装プラスチックの使用を減らすとともにリサイクルする。

ア、現状・課題。トレイ、ラップ、外袋等のプラスチック製容器包装は、食品の鮮度保持、衛生管理等に役立っております。これらをなくすことは、食品ロスが増えるなどの弊害が予想されるため、現実的ではありません。一方、持参容器による量り売りや、容器再利用に取り組む事業者も現れてきております。

これを受けての多摩市の対処方針、イです。廃棄されて市が収集したプラスチック製容器包装は、品質素材等が一定でないため、高度なリサイクルは困難です。多摩市は、指定法人ルートによるプラスチック製容器包装のリサイクルを、今後も継続いたします。事業者による量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等を推奨し、もって、プラスチック製容器包装を減らします。また、製造事業者による自主回収・再資源化の動き及び、排出事業者による再資源化等の動きを促進いたします。

(5) プラスチックによる海洋汚染を防止する。

ア、現状・課題。不適正に管理されたプラスチックや、動物に荒らされたり、風で飛ばされたりしたプラスチックごみが環境に漏出し、河川へ流入し、海洋を汚染しております。

これに対する多摩市の対処方針は、イ、多摩市は、ごみの飛散を防止するための対策を促進します。プラスチックごみのポイ捨てを防止し、町の環境美化を進めます。

非常に駆け足でございましたが、私からの説明は以上でございます。ぜひ、忌憚のない御意見を承ればと考えております。よろしく願いいたします。

○会長　　たくさんの内容について、手際よく御説明いただきました。ありがとうございます。皆さんのほうから、何か御質問は。

○D委員　　まず最初に、1ページ目の真ん中ぐらいの段落で、多摩市が平成30年に改定した一般廃棄物処理基本計画に基づきの中で、その段落の終わりぐらいに、プラスチック製品も容器包装と一緒に収集、独自資源化をしてきたというふうに書いているのと、あと、3

ページの(2)のアの現状でも同じことなのですが、多摩市は、平成20年来、プラスチックをやっている。何かこれ、全部をやっているみたいになっちゃうので、一部、製品プラスチックの一部という表現にさせていただくと。何かこれだと、もう今さらやらなくていいという感じになっちゃうので。本当に売れるものだけ、産業廃棄物にならない程度に、法律の範囲内で処理をしてきたに過ぎないので、ちょっとそこを「一部」というふうに表現させていただきたいのと、あとは全体的に、ちょうど月曜日に中央環境審議会があったわけですけど、非常に内容が入っていて、よく捉えて、非常にいいと思います。こういう方向で行くと、とても。今のペットボトルの分別のひどさですね。ラベルと蓋がついている、こういったものも徹底してやっていくような感じにできればと思います。非常にいいと思います。

○会長　ありがとうございます。D委員のほうから、非常にいい内容ということで御意見がございました。

○D委員　あと、先週、17日にちょうど丸の内だったので会議に出ていたんですけど、周辺のスターバックスがリユース容器を始めたり、モデル。東京都も少しずつ発生抑制のほうをやっていますし、あと、東京でも、ループのほうが始まって、私どもの会員の戸部さんなんかも洗瓶をやっていますから、洗うほうで。そういう実際に我々の業界も入り込んで、ループ事業も参加しておりますので、いろんな動きがこれから出てくると思います。

○H委員　プラスチック製品の高度なりサイクルというふうに書いてありますが、これは、高度なりサイクルというのは、何を指しているんですか。

○ごみ対策課長　いわゆる水平リサイクルで、元の材質に戻ると。元の物に、また生まれ変わらせるというふうなことを想定しています。

○H委員　ということは、油に戻すということですか。

○ごみ対策課長　そういう方法もございます。原子レベルが、元に戻すという方法もありますが、例えば、ペットボトルのボトルtoボトルのリサイクルにつきましては、そこまで分解しなくても……。

○H委員　何社かありますよね、今。

○ごみ対策課長　きれいなものであれば、溶かして、またペットボトルにするという方法もありまして、それも私どもでは、水平リサイクル、高度なりサイクルと考えています。

○H委員　そういう一般のプラスチックで、いろんな種類がありますよね。それを一括で、高度なりサイクルできるんですか。

○ごみ対策課長　いえ、現状では、そのような水平リサイクルが可能なものについては、

ペットボトルだけかと思っています。

○H委員　じゃあ具体的な、まだ科学的というか、技術的なもの、テーマはできていないんですね、

○ごみ対策課長　ええ。プラスチック製品廃棄物については、高度なリサイクルが可能な品目は、現状では、想定されていないと理解しています。

○H委員　そうするとここで言っているのは、まだ文章だけで、現実的にどういうふうな過程というか、技術でやるかというのは分からないわけですか。

○D委員　ペットなんかは戻っています。

○H委員　ペットは、ペット to ペットで。

○D委員　ええ。ボトル to ボトルでできていますので。

○H委員　今は中国に行かないから、余っちゃっているくらいでしょう。それはできていますけどね。

○D委員　いや、余ってはいないですけども。

○H委員　普通のプラスチックは、油に戻すという方法があるでしょう。

○D委員　うん。ただ、プラスチックはそれ以外ですと、非常に種類が。ペットは、非常に分別がしやすいですし、また破碎しても比重が重いので分離しやすいんですけど、ポリプロピレンとかポリエチレンですとかは非常に軽いので、その辺からのまた分解が、技術的に難しくなっちゃったり、素材が違うものというので。

○H委員　以前、大分前ですけど、立川とか新潟でプラントが爆発して、全部中止になりましたよね。プラスチックの油化というのは、覚えていませんか。

○D委員　その辺までは、やらないと思いますけど。

○H委員　それはね、理由が分かっているんですよ。というのは、ペットボトルが、混ざっちゃっているからだったんですよ。だから、ペットボトルを完全に分類してリサイクルすれば、ほかのプラスチックは、油に戻すことは可能だという技術はあるはずなんですよ、既に。例えばね、大日本インキなんかはね、その方式でやっていたんですよ。自分のところのプラスチックは全部。

○D委員　出所が、例えば、ホテルとかから同じブラシだけとか、かみそりだけとか、素材が安定して分かるものはいいんですけど、家庭から出るものは、何が混じっているのか、とにかく素材が十何種類もありますから、プラスチックといっても。

○H委員　でも、ほかのペットボトル以外の樹脂は、一括してやって油に戻すことは可能、

重油に戻すことは可能だということで、そういう技術はあるはずなんですね。私も見に行っただけです。

○会長 その油に戻すというのは、一頃、行われたことがありますけれども、いずれもうまくいっていないようですね。要するに、燃料として使うみたいなイメージでしょう、今。

○H委員 そうです。A重油に戻るといいます。

○会長 その燃料として使うという意味での油化、これはいろいろプラントも実証的に行われましたけれども、結局、コストがいろいろプラント整備でかかる割には、何のことはない、油として、燃料として使われるというようなことで、付加価値の低い用途になってしまっているということで、現状、もう油化というのは、過去の資源化ということで。

○D委員 遺物となっていますね。

○H委員 今はないんですか。

○会長 ええ。評価は非常に低いです。それよりも、ガス化ですね。ケミカルリサイクルですね。ケミカルリサイクル。それと、マテリアルリサイクルということですが、油に還元するものではなくて、私も化学のことはよく知りませんが、そういうプラントを拝見しますと、溶かすんですね。プラスチックを溶かして液状化させまして、形を作ると。ペレットにするということですが、線みたいなのがずらっとできまして、後でちょっと冷やして、温かいのが出てきますので、カッターで切ってペレットにする。そういうのは、見たことがあります。

○H委員 そうですか。

○会長 ええ。すみません。そういうマテリアルリサイクルの原料というのは、そういう形で作っていますね。

○H委員 失敗したんですか。

○会長 ええ。油化ではないですね。

○B委員 誠に申し訳ございません。弊社が、水素ステーションというのを今はやっております。これは水素原料を充填しまして、車が走ると。出てくるのはガスではなくて水のみという、環境に即したということで、今、弊社もやっております。今、弊社が買っている水素というのは、実はプラスチックを溶かした、今、会長がおっしゃったものからつくった水素を使って、今、販売させていただいております。そういったものが、今後、広がっていくことが、我々としても理想でございますが、やはりそういった水素などの新しい燃料には活用されているということで認識しております。

○H委員　私が見てきたのは、大日本インキが、ペットボトルが入るから、ペット樹脂が入るから問題なので、ペット樹脂が入らなければ十分いけると。実際にそれをやっているところを見てきましたけどね、可能性はあるんですよ。ただ、面倒くさいのかどうなのかよく分からないんですけど、どこもやっていないんですよ。そういう技術というのは、まだあるんでしょうかね。私は、学者じゃないから分かりませんが、多分、ペット樹脂は、蒸発したものが冷やすと固まっちゃうんですよ。液にならない。それさえうまくやれば、A重油ぐらいのレベルの油に戻るといえるのは、実際にプラントはあるんですよ。ただそれが普及していないのか、高過ぎるのか分かりませんがね。だから、技術的にこれをフォローされていないことを、高度なリサイクルって言われても、まるっきり現実にはできないことを、ここでただ文章にしているだけじゃないかというふうに思っちゃうんですけど、どうなんですかね、その辺は。

○副会長　ちょっといいですか。高度なリサイクルというのは、さっき課長もおっしゃったみたいに、ペットボトルについてなんですよ。

○H委員　ペットボトルだけですか。

○副会長　そうです。

○D委員　そうです。文章では。

○副会長　それで稲城で、もうそれが始まっています。

○H委員　ペットボトルだけだったら、できますよ。

○副会長　うん。稲城は、もうボトルt oボトル、あれは工場があるからでしたっけね。モデルとして、もう4月から。ちょっとそのことを皆さんに詳しく。

○ごみ対策課長　実は、近隣で稲城市、それから府中市では、メーカーと協定を結びまして、市内で市民の皆様から、御家庭から集めたペットボトルを一括で売り渡すという、そういう契約を来年度から結ぶ予定がございます。これはそれぞれ、その会社の工場が市内に立地しているという、そういう御縁があつて協定が結ばれたというふうなことで伺っております。

こういった取組をしている会社は、一社だけではありませんので、今後、多摩市でも、そういった会社と協定を結び、あるいは契約を結ぶという可能性はあると考えておきまして、そのことのメリット、それから従来どおりの指定法人ルートでのリサイクルのメリット、デメリット、これらを今後、比較検討させていただきまして、判断をさせていただきたい。選択肢の一つとして、そのような指定法人ルート以外の、いわゆる独自ルートによる一括売払

いという方法による高度なリサイクルを、選択肢として認めていただきたいというのが、今回のこの方針案の一つ眼目でございます。

○H委員　じゃあ、裏づけがあるということでもいいんですかね。

○ごみ対策課長　はい、そうです。

○C委員　この4ページの下の方の3のペットボトルを減らすとともに高度なリサイクルを進めるというところ、5ページまで、ア、イ、ウ、エまでですかね、タイトルと文章の中身に、高度なリサイクルという文言が合計5回出てきて、今ちょっと何回も読み返したんですけど、正直、何が高度なリサイクルかが、やっぱりちょっとこれを読んでもよく分からなくて。前回、ごみ減量委員の会議があったときに、たまたまここのエコプラザのペットボトルの分別ラインを見学する機会があって、正直ちょっとびっくりしたというか驚いたのが、ペットボトルの、ここでは市民の取組のところに、蓋とラベルを剥がすように努めると書いてあるんですけど、現場では、実はラベルを剥がすところまでは処理できないので、蓋を剥がす作業をベルトコンベアのところ、4人、4人で二組ですかね、8人の方がずっとペットボトルの蓋がついているやつを抜いて剥がして、また戻してって。それが、現場の方の意見としては、要は全体の3割近く、多摩市では現在、蓋つきで入っていると。ここでいう高度なリサイクルという意味は、蓋がちゃんと剥がれて、ラベルも剥がれてきれいな状態であれば、高度なリサイクルという意味をおっしゃっているのか、正直、ちょっと今、ずっと読みながら、いまいよく分からなくて。

○H委員　そうですね。そうなんですよ。

○C委員　何があれなのかって。現状、実はいろいろ分別の取組をやっている中でも、3割も実は蓋を剥がすようにできなくて、ラベルは現場の話だと、ほぼペットボトルの本体と同じ材料なので、それは洗うだけで、そのまま出しているけど。

○H委員　違いますよ、違う。

○C委員　蓋が入っちゃうと、何か圧倒的に品質が悪くなって、売るにしても安くなっちゃうんだと。だから現場でも、できるだけ高く売るためにも、それだけの人手をかけて分別しているという。それって、物すごく大変な現場での問題かなと思うんですけど、それとここでいう高度なリサイクルをうたっているあれが、なかなか自分の中で結びつかなくて。

○会長　このところは、回収方法がもう違うんでしょう。

○D委員　回収方法にちょっと限界が来ているんです。

○会長　お店からだったら、買った消費者の方が、きれいな形でお店に返して、メーカー

のほうが、これを回収するというような形だと、きれいな素材を用いて高度なりサイクルができるということになりますよね。そんな形で、エコプラザに持ち込まれて処理されたものでは。

○D委員 ええ、ちょっとこれを、今の状態を基本で見ないでいいと思います。

○会長 ないと思うんですね。違いますね。

○D委員 これからの努力で、これに沿って分別、収集方法を変更するなり、きちっと選別を徹底していただくなり、これから変えていかなきゃ、どちらにしても。先ほど、ラベルはいいというふうに、ちょっと多分それをおっしゃったのは、うちの人間だったのか、それは全くの間違いで。

○H委員 間違いです。

○D委員 蓋とラベルは同じ素材ですから。

○H委員 そうです。

○D委員 ペット樹脂の透明な部分だけが必要なんですね。ポリプロピレンというPPという素材なので、ラベルも駄目です。蓋も駄目です。ただ、蓋をなぜ取るかというのは、もともと何ていうか、破裂事故、圧縮梱包するときに破裂する、蓋がついていると破裂しますので、それを防ぐために必ず蓋だけは取る。

○H委員 そうですね。

○D委員 あと、もともと分別基準では、はかまとラベルと蓋は駄目だったんですけど、平成30年まで、蓋だけ取れば、ラベルはまあまあ大目に見るよという指定法人の緩い基準があったもので。

○C委員 許容範囲というか。

○D委員 それで、蓋だけしっかり取っていると。蓋は、1日に大体3万個取っています、毎日。本当はラベルも蓋もどっちも駄目なんです。

○C委員 もう全部そう。

○D委員 基準として、平成30年から一切。いつ引取り拒否されるか分からない状態です。

○C委員 なるほど。

○D委員 なので、変えなきゃいけないわけです。

○会長 じゃあ、薄井課長のほうから、ちょっと解説を。

○ごみ対策課長 すみません。高度なりサイクルという言葉が、ちょっと分かりにくくて

恐縮です。リサイクルには、ちょっとこれも専門用語で恐縮ですが、水平リサイクルとカスケードリサイクルというものがございまして、先ほど触れました水平リサイクルというのは、基本的に元の素材に戻ると。しかも、何回もぐるぐるリサイクルできるという。これを、水平リサイクルと呼んでおります。こういった水平リサイクルは、ペットボトルについては可能になってきております。

カスケードリサイクルというのは、リサイクルはするんだけど、元の物とは違って、一般的にはグレードの低いものに生まれ変わります。例えば、容器包装プラスチックをリサイクルする場合、工場で使う荷物を載せるパレット、それから、公園の杭などの擬木、こういったものに生まれ変わることが多いですが、これはもう1回限りで、その後はもう廃棄物にするしかありません。

このカスケードリサイクルではなくて、水平リサイクルを目指そうというのが、今回のペットボトルについての提案でございます。

○C委員 理解としては、リサイクルの一般的な用語でいう、水平リサイクルを増やすという目標ということの理解でいいですか。

○ごみ対策課長 ペットボトルについてだけです。

○C委員 ペットボトルについて。

○ごみ対策課長 はい。

○H委員 ドイツなんかでは、ほかの樹脂と混ざるようなペット樹脂と、そういうものを使わないでじかに印刷しちゃうとかやっていますよね。もっと簡略化することが、できるんじゃないかと思うんです。そういうことをメーカーがやらないと、本当のリサイクルはできないと。

○会長 そうですね。まあ、ここのところは、もう地方自治体だけじゃなくて、もちろん市民、消費者の協力ということが欠かせないですけども、やっぱりメーカーに主要な役割を果たしていただくと、販売店にも協力していただくということで、コラボレーションで、こういう方向に持っていくということですよ。それは、メーカーということで、製品の製造メーカーだけじゃなくて、リサイクル事業者、これの存在も非常に重要と。いろいろな要素が絡み合ってくるかなと思います。

○H委員 私がいる山梨では、薄い膜を取らないと出しちゃいけないことになっているんですよ。それを徹底していれば、そうなると思うんですよ。

○会長 そうですね。メーカー、それから販売店ですね。販売店は、回収ボックスを置く

とか、そういう形で協力と。メーカーのほうは、もうフィルムを弁当箱にひっつけて、消費者のほうは、このフィルムを剥がすということで、洗う必要はないですよ。きれいなままですね。

○H委員　　そうですね。

○会長　　お店に返す。あるいは、回収拠点に返すと。そこにデポジットなどを絡ませるというのも、1つだと思いますね。

○H委員　　だとしたら、これはもっと徹底した、消費者にも徹底した基準をつくらないと、本来は駄目だと思うんです。だから、消費者にも強く言うし、メーカーにもちゃんと強く言ってもらおうというふうにしないと、これは絵に描いた餅になっちゃうんでね、何の役にも立たない。

○会長　　あるいは、インセンティブを、デポジットも含めて絡ませるということも必要になると思いますね。

○H委員　　そうですね。確かに、日本の瓶はきれいなんです。印刷もきれいだしね。もうドイツに行ったら、まるっきり違うでしょう。だから、そういう違いもあると思うんです。考え方の違いといいますかね。

○D委員　　そんなものだから、瓶なんかは同じものに戻す。牛乳瓶は、素材が違うんですよ。

○H委員　　そうですね。

○D委員　　色が混じっちゃっている。日本は、茶と透明は非常に精密ですから。

○H委員　　やり過ぎじゃないかって。

○D委員　　だから、もう水平リサイクルというのは、基本なんです。同じものを同じものに作り変えれば、そんなに増えないんです。これが多用途になっちゃうと、消費し切れない。例えば、新聞紙がいっぱい出て、購読しているのに、それでトイレットペーパーを作っちゃったら、どれだけの、世界中のトイレットペーパーを全部、日本だけで賄っちゃうぐらいの量ができちゃったりするので、やはり同じものは、できるだけ同じもの、水平にリサイクルするのが一番。

○G委員　　すみません。ペットボトルのところの、今のイのところの最後ですね。飲料製造事業者が、何度も詰め替えてリユース瓶、いわゆる生き瓶の普及を促進すると。どんなことを考えているのか、ちょっと聞きたいということ、それからその前の4ページのプラスチック、多摩市の対処方針なんです。プラスチック製品のリサイクル方法の見直しを行うと

いうところ云々かんぬんというのがあるのですが、今、方向性というか、少し具体化しているところがあれば、教えていただければなという。

○ごみ対策課長　まず、生き瓶の普及ですけれども、これは、具体的な策というものは、今のところはありません。ただ、無責任に言わせていただきますと、市内でも元気な酒屋さん等がいらっしゃいますので、そういったところと、何かしらコラボみたいなものができたらいいな、なんていうふうに思っております。

それから、プラスチック製品を減らすとともにリサイクルするということに関しましては、この中のアのところでも触れておりますとおり、まだ、国のほうで再商品化委託料の水準が示されておられません。容器包装プラスチックにつきましては、再商品化の義務はメーカーに基本的にあり、市町村は、1%程度の委託料の支払いだけでリサイクルができます。

しかし、プラスチック製品に関しましては、このプラスチック資源循環促進法の枠組みの中では、100%市町村が、再商品化義務を負うということになっております。したがって、この委託料の水準次第によっては、かなり大きな金額を支払わなければ、せっかく新たにできたプラスチック製品を指定法人ルートでリサイクルするという方法も、かなり大きなコストを支払わなければならないことですので、ここは、慎重に考えさせていただきたいと思っております。

○I委員　1点だけ。細かいことだとは思んですけど、2の基本方針(5)のプラスチックによる海洋汚染を防止するという点ですけれども、これは6ページのほうにもありますとおり、プラスチックによる海洋汚染を強調されているのですが、プラスチック問題については、もうさらに深刻度が増していて、海洋だけじゃなくて、土壌中とか大気中にも見られる状況になっているわけですね。そういう点でいうと、海洋汚染だけを強調されるのはどうかなと思って。だから、むしろ海洋汚染等とか、あるいは環境汚染とか、そういったもっと大きな問題として捉えたほうがいいんじゃないかなというのが、ちょっと思った点です。

○会長　環境汚染という、海洋汚染よりもうちょっと広く捉えたほうがいいのか、という御意見です。いかがですか。

○ごみ対策課長　プラスチックによる海洋汚染については、ちょっと先ほどの年表にはないんですけども、大阪の会議でも、かなり国として取組を宣言されているところもあります。また、かなりオーソライズされているものと理解しております。また、この海洋汚染については、多摩市でも、従来から取り組んでいるところですので、今回の方針の中では、この海洋汚染に限定をして書かせていただいております。海洋以外の土壌等の汚染については、

ちょっと環境政策課とも相談させていただきまして、今後、研究させていただきます。

○会長　そうですね。市民の方が関心を持っておられるという、そこですよ。

ほかに、御意見はございますか。もしないようでしたら、一応ここまでということにさせていただきますまして、時間の関係もありますので。次の議題に移らせていただいてもよろしいですか。

次の議題は、その他ですけれども、次第、その他、今後のスケジュールですね。

○計画担当主査　資料6を御覧ください。多摩市一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールです。

本日は、左側の審議会、11月の③の部分でございまして、今年度、もう一度、2月に審議会を開催させていただきます。そして来年度、審議会は6回予定させていただきます。そして9月の5回目に、皆様の意見を集約した答申という形で頂戴したいと思っております。そのため新年度からは、4回の審議において決定していきたいと思っております。

また、この後の計画につきましては、答申をいただいた後、事務局のほうでしっかり市のほうで作成いたしまして、パブリックコメントという形で、市民の声を伺う過程を経まして、計画のほうを策定、決定していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　質問は、特にないですか。

○D委員　2月の日程は決まっていますか。

○計画担当主査　次回審議会につきましては、2月21日月曜日、午後2時からお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、2月21日月曜日、午後2時より、この会場で開催いたします。追って開催通知、または資料のほうは事務局より御送付申し上げます。

また、本日のプラスチックの削減方針も含めまして、資料等がございました。御質問等は、随時受け付けております。何なりと御用命いただければと思います。

○会長　私のほうから再度申し上げますと、2月21日の月曜日ですね。午後2時を予定されているということですので、あらかじめ御予定にお入れください。

○副会長　今回のときまでに、せっかくさっき、今回は項目だけでなく数値の具体的な目標を出さなきゃいけないということなので、そのための資料として、さっきC委員がおっしゃった、こちらのほうの1人当たりのこのページのコピーを、資料として皆さんに送っていただきたいと思っております。

○会長　本日は、プラスチック循環推進ということで、大分、皆さんも御関心をお持ちだ

ったなということが確認できました。非常に有意義な会議になったと思います。ありがとうございました。

以上で、本日の会議は終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

— 了 —